

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答の欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「無線電話」とは、電波を利用して、 A を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  B をいう。
- ③ 「無線従事者」とは、無線設備の  C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C
1 音声	電氣的設備	操作
2 音声	通信設備	操作又はその監督
3 音声その他の音響	電氣的設備	操作又はその監督
4 音声その他の音響	通信設備	操作

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により  A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る  B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
3 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の  等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 3 周波数の偏差、空中線電力の偏差
- 4 高調波の強度、空中線電力の偏差

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合しているものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	J 8 D	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F 3 E	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 7 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧  A を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は  B の内に収容しなければならない。ただし、 C のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	750ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
2	750ボルト	金属遮へい体	無線従事者
3	900ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者
4	900ボルト	金属遮へい体	取扱者

[6] 次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 周波数、空中線電力等の指定の変更又は無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可の申請を行うこと。
- 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人、登録人又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者に対して意見を述べること。

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A	B
1 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数
2 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び通信方式
3 無線設備の工事設計	電波の型式及び周波数
4 無線設備の工事設計	電波の型式、周波数及び通信方式

[8] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、できる限り  A。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の  B、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
2 簡潔でなければならない	電波の発射場所を示して	通報の送信終了後に一括して訂正
3 略語によらなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
4 略語によらなければならない	電波の発射場所を示して	直ちに訂正

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  A においては、人命の救助、災害の救援、 B の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  C に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により  C に通信を行わせるときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	交通通信	無線局
2 発生し、又は発生するおそれがある場合	電力の供給	電気通信事業者
3 発生するおそれがある場合	交通通信	電気通信事業者
4 発生するおそれがある場合	電力の供給	無線局

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により識別信号、、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (4)  の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (5) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	6箇月	周波数	電波の発射
3	3箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
4	3箇月	周波数	無線局の運用

[11] 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 3 無線従事者としてその業務に従事することがなくなったとき。
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

[12] 次の記述は、免許状の返納等について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 にその免許状を  しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく  を撤去しなければならない。

	A	B	C
1	1箇月以内	返納	空中線
2	1箇月以内	廃棄	送信装置
3	3箇月以内	返納	送信装置
4	3箇月以内	廃棄	空中線